



# 消防団の組織概要

令和5年4月1日現在

都道府県名	熊本県	所在地	〒869-1192		
市町村名	菊陽町		熊本菊池郡菊陽町大字久保田2800番地		
消防団事務所管	菊陽町役場総務部危機管理防災課	電話番号(直通)	096-232-2110	FAX	096-232-2119
消防団名	菊陽町消防団	メールアドレス	bousai@town.kikuyo.lg.jp		

組織	分団数	5	分団	ホームページURL	
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	0	隊		
	部数	0	部	消防団活動事例・PR等	
	班数	26	班		
団員数	条例定数	460	人	菊陽町消防団事業計画(例) 4月 辞令交付式 全体規律訓練 6月 水防巡視 7月 小型ポンプ操法大会 11月 非常呼集訓練、秋季全国火災予防運動(広報活動等) 12月 年末警戒 1月 消防出初式 2月 総合防災訓練 3月 春季全国火災予防運動(広報活動等)	
	実員数	360	人		
	男性団員数	342	人		
	女性団員数	18	人		
	基本団員数	360	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	0	人		
職業構成別団員数	国家公務員	0	人	 <p>全体規律訓練の様子</p> <p>令和4年4月から、消防団活動に協力する事業所を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を施行している。</p> <p><a href="#">菊陽町消防団協力事業所表示制度</a></p> <p>町では、消防団員を相当数雇用するなど、消防団活動に協力する事業所を「菊陽町消防団協力事業所」として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。</p> <p>これは、事業所の消防団活動への協力を社会貢献として広く社会にPRするとともに、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。</p> <p>現在、協力事業所を募集しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、危機管理防災課までお問い合わせください。</p> 	
	地方公務員	82	人		
	都道府県職員	1	人		
	市区町村等職員	81	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員	14	人		
	農協職員	14	人		
	日本郵政グループ	1	人		
	その他	263	人		
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	0	台	 <p>全体規律訓練の様子</p> <p>令和4年4月から、消防団活動に協力する事業所を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を施行している。</p> <p><a href="#">菊陽町消防団協力事業所表示制度</a></p> <p>町では、消防団員を相当数雇用するなど、消防団活動に協力する事業所を「菊陽町消防団協力事業所」として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。</p> <p>これは、事業所の消防団活動への協力を社会貢献として広く社会にPRするとともに、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。</p> <p>現在、協力事業所を募集しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、危機管理防災課までお問い合わせください。</p> 	
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台		
	小型動力ポンプ付積載車	26	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	0	台		
	手引き動力ポンプ	1	台		
年額報酬	報酬額(階級:団員)	年額	36,500	円	 <p>全体規律訓練の様子</p> <p>令和4年4月から、消防団活動に協力する事業所を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を施行している。</p> <p><a href="#">菊陽町消防団協力事業所表示制度</a></p> <p>町では、消防団員を相当数雇用するなど、消防団活動に協力する事業所を「菊陽町消防団協力事業所」として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。</p> <p>これは、事業所の消防団活動への協力を社会貢献として広く社会にPRするとともに、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。</p> <p>現在、協力事業所を募集しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、危機管理防災課までお問い合わせください。</p> 
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
出動報酬	火災	8,000	円	 <p>全体規律訓練の様子</p> <p>令和4年4月から、消防団活動に協力する事業所を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を施行している。</p> <p><a href="#">菊陽町消防団協力事業所表示制度</a></p> <p>町では、消防団員を相当数雇用するなど、消防団活動に協力する事業所を「菊陽町消防団協力事業所」として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。</p> <p>これは、事業所の消防団活動への協力を社会貢献として広く社会にPRするとともに、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。</p> <p>現在、協力事業所を募集しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、危機管理防災課までお問い合わせください。</p> 	
	風水害等の災害	8,000	円		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:「年額報酬」「出動報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。

定めがない場合又は年額支給の場合には「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。